

自主的避難等対象区域（福島市）から岐阜県に避難した申立人ら（父、妊婦である母、幼児）について、平成25年6月までの避難雑費等が賠償された事例。

676

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成24年分

- ア 避難費用（自治会費・共益費・駐車場使用料）
- イ 検査費用
- ウ 避難雑費
- エ 平成24年12月5日付け被申立人プレスリリースに基づく追加賠償
 - （ア）追加的費用
 - （イ）精神的損害等

（2）平成25年分

- ア 避難費用（自治会費・共益費・駐車場使用料）
- イ 面会交通費
- ウ 検査費用
- エ 避難雑費

2 期間

- （1）について、平成24年4月1日から同年12月末日まで
- （2）について、平成25年1月1日から同年6月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金871,516円の支払義務があることを認める。

（内訳）

（1）平成24年分

- | | |
|-------------------------|----------|
| ア 避難費用（自治会費・共益費・駐車場使用料） | 58,500円 |
| イ 検査費用 | 34,220円 |
| ウ 避難雑費 | 260,000円 |

エ 平成24年12月5日付け被申立人プレスリリースに基づく追加賠償

(ア) 追加的費用 120,000円

(イ) 精神的損害等 80,000円

(2) 平成25年分

ア 避難費用(自治会費・共益費・駐車場使用料) 36,600円

イ 面会交通費 29,596円

ウ 検査費用 12,600円

エ 避難雑費 240,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項の1(1)ア、同1(1)イ、同1(1)エ(ア)、同1(2)ア及び同1(2)ウ記載の損害項目(ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月20日

(仲介委員 櫻井滋規)